

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 6 月26日提出
【計算期間】	第 1 期(自 平成20年12月11日 至 平成21年 3 月27日)
【ファンド名】	フィデリティ・グローバル・ハイ・イールド・ファンド (毎月決算型)
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、主として海外の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行なうことを基本とします。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、500億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法*において、以下のとおり分類されます。

*2009年1月1日以降、社団法人投資信託協会の定める商品の分類方法が変更されております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(ハ イ・イールド債)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産(投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

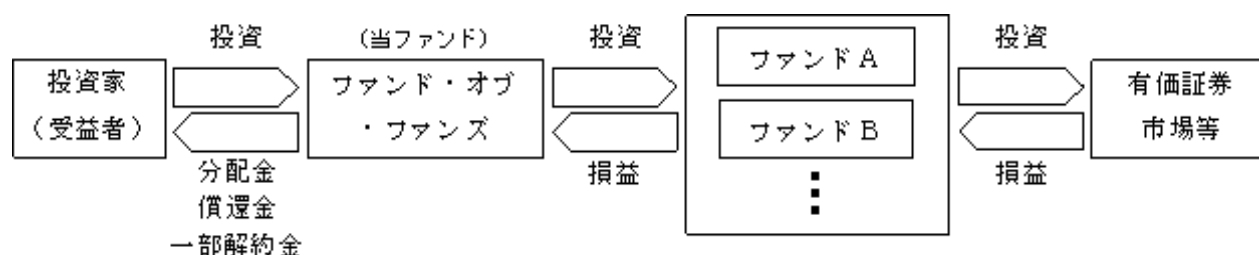
グローバル(除く日本)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（参考）ファンド・オブ・ファンズの仕組み



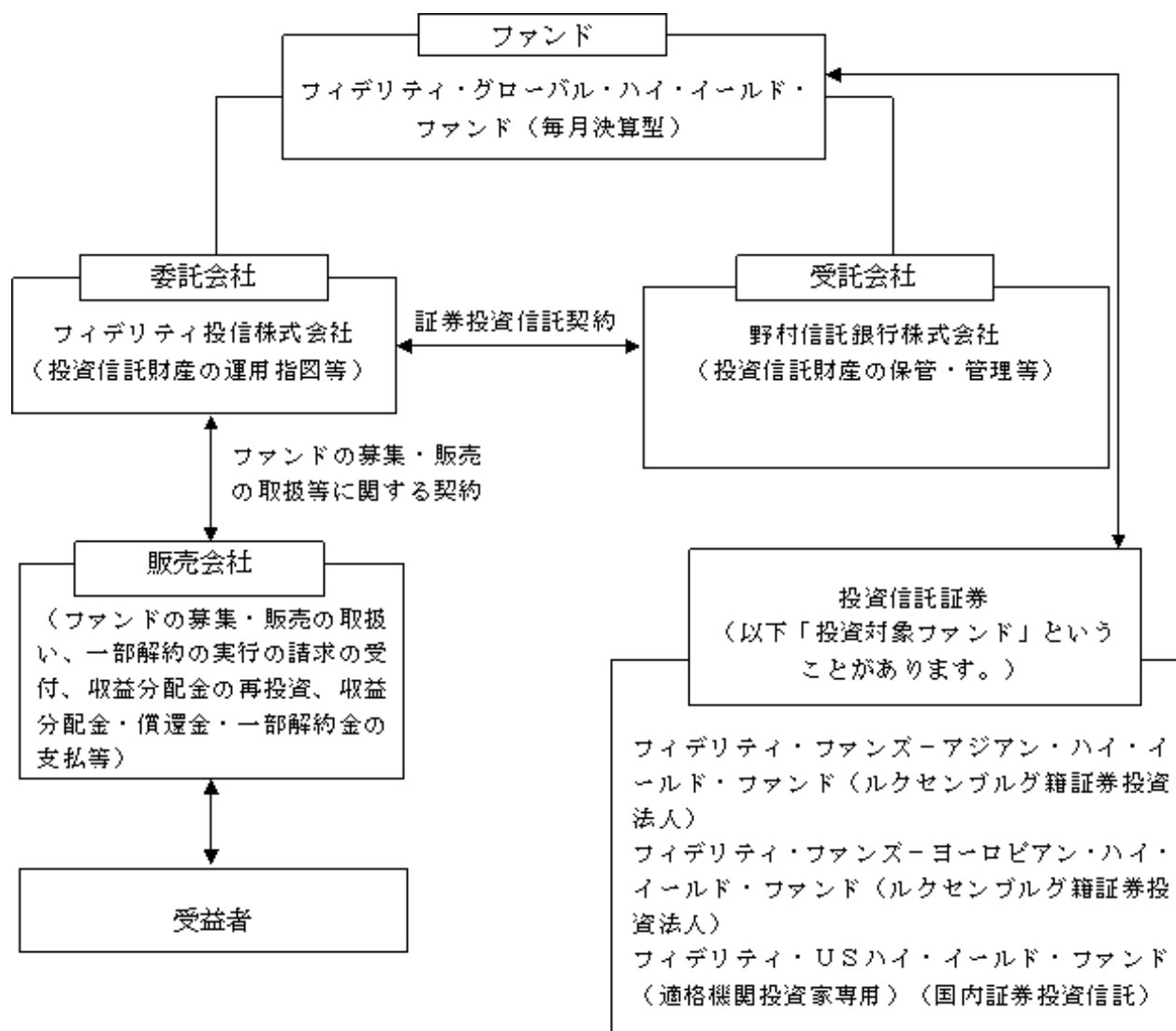
④ ファンドの特色

- 投資信託証券への投資を通じて、主として海外の高利回り事業債（以下「ハイ・イールド債券」といいます。）に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 組入れを行なう投資信託証券において、格付けに関しては、主に、B a 格（ムーディーズ社）以下またはB B 格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券を組入れることもあります。
- 組入れを行なう投資信託証券において、銘柄選別に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

④ 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年4月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

（2009年4月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

- FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）^{*1}は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ^{*2}の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

*1 FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

*2 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

（a）投資対象

主としてフィデリティ・ファンズーアジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）、フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）、フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）の各投資信託証券に投資を行ないます。

（b）投資態度

1. 投資信託証券への投資を通じて、主として海外の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
2. 各投資信託証券への配分比率は、投資信託財産に対して概ね以下の比率を基本とし、当該基本配分比率から大きく乖離しないように運用します。戦術的な資産配分は原則として行ないません。ただし、運用環境の変化により、基本配分比率を変更する場合があります。
 - ーフィデリティ・ファンズーアジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）・・・1/3
 - ーフィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）・・・1/3
 - ーフィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）・・・1/3※上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが投資対象ファンドから除外される場合があります。
3. 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
4. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

③ ファンドのベンチマーク*

以下の各市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク（円換算）とします。

ベンチマーク	構成割合
メリルリンチ・アジア・ダラー・コーポレート・ハイ・イールド・インデックス（円換算）	1/3
メリルリンチ・グローバル・ハイイールド・ヨーロッパ・イシュー・アーズ・コンストレインド・インデックス（ユーロヘッジ・ベース）（円換算）	1/3
メリルリンチ・U Sハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円換算）	1/3

* ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

※ ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

※ ベンチマークは将来、変更される可能性があります。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主として次の1. から3. に掲げる投資信託証券のほか、次の4. から14. に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. フィデリティ・ファンズーアジア・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
2. フィデリティ・ファンズーヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
3. フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
4. 国債証券
5. 地方債証券
6. 特別の法律により法人の発行する債券
7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

8. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）

9. コマーシャル・ペーパー

10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、4. から9. の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

12. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4. から8. の証券および10. の証券または証書のうち4. から8. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、11. の証券および12. の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 主たる投資対象ファンドの概要（2009年4月現在）

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－アジア・ハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asian High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	主として活動の大半がアジアで営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス. エイ.
投資目的	主として活動の大半がアジアで営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.00% ※その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、ファンドに割戻しを行ないます。上記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券に主として投資を行ない、高水準の利息収入の確保と元本成長を追求します。投資非適格証券とはS & Pによる格付けでBB+以下、ないし国際的に認められた格付け機関により同等の格付けを与えられた証券をいいます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、ファンドに割戻しを行ないます。上記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・U Sハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（米国）に委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資制限	・ 公社債の実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.83475%（税抜き 0.795%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月22日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

注）上記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

① フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2008年12月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	112	56	17	25	210
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	24	7	0	2	33
アナリスト	株式	243	99	33	38	413
	ハイ・イールド債券	29	0	0	0	29
	投資適格債券	55	21	2	6	84
トレーダー	株式	47	13	0	16	76
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	32	9	0	2	43
合計		556	205	52	89	902
運用に関するコンプライアンス部門		61	7	6	12	86

※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

② フィデリティの運用哲学

- 株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

※ セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

- 債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

③ 運用プロセス

■ ファンドの運用プロセス

- ファンドは、主として以下の投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
各投資信託証券への配分比率は、投資信託財産に対して概ね以下の比率を基本とし、当該基本配分比率から大きく乖離しないように運用します。戦術的な資産配分は原則として行ないません。ただし、運用環境の変化により、基本配分比率を変更する場合があります。
- － フィデリティ・ファンズ－アジア・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）・・・1/3
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）・・・1/3
- － フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）・・・1/3
- ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。
- リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果を運用部門にフィードバックします。
- 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ファンドの運用は投資対象ファンドへの投資を通じて実質的に行ないます。各投資対象ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

各投資対象ファンドは、それぞれ主としてアジア、欧州、米国のハイ・イールド債券に投資します。

ハイ・イールド債券は信用リスクが高い債券であるため、そのリスクの分析・管理を行なう力が運用成果に大きな影響を与えます。そのため、運用体制の重要なカギはハイ・イールド債券発行企業の調査・分析力にあります。また、ポートフォリオ構築に当たっては、分散投資を基本とし、リスク分散を図ります。

- ◎ フィデリティは、個別企業の、綿密な調査、信用リスク調査に強みがあります。
- ◎ 米国ではハイ・イールド債券発行企業専任アナリストを設置しています。
- ◎ アナリストによる徹底した企業調査により、デフォルト率を最小に抑えるよう、努力しています。

④ 運用体制に関する社内規則等

ファンドおよび投資対象ファンドの運用の指図にあたりましては、各運用会社は、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

ファンドの運用者は、委託会社が作成した「服務規程」を遵守することが求められております。服務規程におきましては、ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められております。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果を運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

また、法令または投資信託約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行なっております。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっております。

※上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月27日、決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券品貸料、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬等（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとしします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ④ 有価証券の貸付の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債について、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。
- ⑤ 有価証券の借入れの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとしします。
 - (b) 上記(a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。

(b) 上記(a)の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

- ① 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行ない、または継続することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドは、主として海外の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を実質的な投資対象としています。ファンドの基準価額は、組入れた有価証券の値動き、発行者の経営・財務状況の変化、倒産、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、また収益や投資利回り等も未確定であり、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

<金利変動リスク>

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

<為替変動リスク>

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<エマージング市場に関わるリスク>

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

■その他の留意事項

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の手段として、チーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、投資対象ファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。投資対象ファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因

するリスクが管理される仕組みとなっております。

また、法令または信託約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行っております。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1口当たり1円）に3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

※ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を負担していただきます。

※ 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.8232%（税抜き 0.784%）以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
100億円以下の部分	0.0315% (税抜き 0.03%)	0.76125% (税抜き 0.725%)	0.03045% (税抜き 0.029%)	0.8232% (税抜き 0.784%)
100億円超 500億円以下の部分	0.0315% (税抜き 0.03%)	0.76125% (税抜き 0.725%)	0.02625% (税抜き 0.025%)	0.819% (税抜き 0.78%)
500億円超の部分	0.0315% (税抜き 0.03%)	0.76125% (税抜き 0.725%)	0.021% (税抜き 0.02%)	0.81375% (税抜き 0.775%)

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、合計で年率1.37%（税抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2009年4月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 借入有価証券に係る品貸料
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年3月および9月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託の終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（１）～（４）に係る合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年４月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	409,278	31.96
投資証券	ルクセンブルグ	865,134	67.55
小計		1,274,412	99.51
その他の資産			
預金・その他	—	6,475	0.51
小計		6,475	0.51
負債	—	187	0.02
合計（純資産総額）		1,280,700	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年4月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	FF-ASIAN HIGH YIELD FD A-MDIST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	725.44	6.17 4,479.59	6.29 4,570.27	34.89
2	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	454.44	6.92 3,147.90	7.06 3,212.89	32.66
3	フィデリティ・USハ イ・イールド・ファ ンド(適格機関投資家 専用)	日本・円 日本	投資信託受益証券	712,284.00	0.5632 401,229.00	0.5746 409,278.00	31.96

種類別投資比率

(2009年4月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	31.96
	小計	31.96
投資証券	外国	67.55
	小計	67.55
合計（対純資産総額比）		99.51

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2009年3月27日 (第1特定期間)	1	1	1.1696	1.1696
2008年12月末日	1	—	1.0261	—
2009年1月末日	1	—	1.0380	—
2009年2月末日	1	—	1.1204	—
2009年3月末日	1	—	1.1703	—
2009年4月末日	1	—	1.2807	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間（第1期～第4期計算期間合計）	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1特定期間（第1期～第4期計算期間合計）	17.0

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2008年12月11日 信託契約の締結、ファンドの当初自己設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日を除きます。）において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）ただし、これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1口当たり1円）とします。
- ③ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- ④ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1口当たり1円）に3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 申込代金[※]は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。
[※] 「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1口当たり1円）×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。
- ⑦ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

[※] ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、当初自己設定に係る受益権については信託契約締結日に、また、追

加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。
一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）ただし、これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
- ③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額※とします。
※ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.20%）
- ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
※ 上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。
- ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1顧客1日当たり5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
- ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

※ ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換え

に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

- ② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2008年12月11日）から2019年3月27日までとします。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月28日から翌月27日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は2008年12月11日から2009年1月27日までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

＜信託契約の解約＞

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

＜受託会社の辞任および解任に伴う取扱い＞

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

（b）投資信託約款の変更等

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本（b）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（b）③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (c) 運用報告書の作成
委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- (d) 関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。
- (e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (f) 信託期間の延長
委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。
- (g) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (h) 投資信託約款に関する疑義の取扱い
投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(i) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 投資信託約款の重大な内容の変更および信託契約の解約に係る議決権

委託会社が前掲「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更等」に規定する投資信託約款の変更を行なう場

合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は書面決議により議決権を行使することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、信託契約の解約または投資信託約款の変更等に規定する書面に付記します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

なお、ファンドの第1特定期間は、平成20年12月11日（設定日）から平成21年3月27日までとなっております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成20年12月11日（設定日）から平成21年3月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・グローバル・ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1 特定期間 平成21年3月27日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	6,986
投資信託受益証券	388,550
投資証券	777,346
その他未収収益	962
流動資産合計	1,173,844
資産合計	1,173,844
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	27
未払金	3,270
未払受託者報酬	22
未払委託者報酬	666
その他未払費用	268
流動負債合計	4,253
負債合計	4,253
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	169,591
（分配準備積立金）	169,591
元本等合計	1,169,591
純資産合計	1,169,591
負債純資産合計	1,173,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

第１特定期間	
自 平成20年12月11日(設定日)	
至 平成21年３月27日	
営業収益	
受取配当金	33,770
受取利息	18
有価証券売買等損益	80,241
為替差損益	57,397
その他収益	922
営業収益合計	172,348
営業費用	
受託者報酬	82
委託者報酬	2,407
その他費用	268
営業費用合計	2,757
営業利益又は営業損失（△）	169,591
経常利益又は経常損失（△）	169,591
当期純利益又は当期純損失（△）	169,591
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	169,591

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 1 特定期間 自 平成20年12月11日（設定日） 至 平成21年 3 月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 1 特定期間 平成21年 3 月27日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	— 円
期中一部解約元本額	— 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,000,000 口
3. 特定期間末日における 1 口当たり純資産額	1.1696 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 特定期間 自 平成20年12月11日（設定日） 至 平成21年 3 月27日
分配金の計算過程 （平成20年12月11日から平成21年 1 月27日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（11,905円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（22,112円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は34,017円（1 口当たり0.034017円）ではありますが、分配は行っておりません。 （平成21年 1 月28日から平成21年 2 月27日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（10,509円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（75,840円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（34,017円）より分配対象収益は120,366円（1 口当たり0.120366円）ではありますが、分配は行っておりません。 （平成21年 2 月28日から平成21年 3 月27日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（11,603円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（37,622円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（120,366円）より分配対象収益は169,591円（1 口当たり0.169591円）ではありますが、分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第1特定期間（平成21年3月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	388,550	10,017
投資証券	777,346	△2,707
合 計	1,165,896	7,310

（デリバティブ取引に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項 目	第1特定期間 自 平成20年12月11日（設定日） 至 平成21年3月27日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

第1 特定期間（平成21年3月27日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	3,296	—	3,269	△27
合 計	3,296	—	3,269	△27

(注) 時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - (1) 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。
 - ① 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して
おります。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定
期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)	712,284	388,550	—
日本・円 小計		712,284	388,550	
投資信託受益証券 合 計			388,550	
投資証券				
アメリカ・ドル	FF-ASIAN HIGH YIELD FD A-MDIST-USD	719.730	3,943.400	—
アメリカ・ドル 小計		719.730	3,943.400 (388,780)	
ユーロ	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	451.670	2,906.040	—
ユーロ 小計		451.670	2,906.040 (388,566)	
投資証券 合 計			777,346 (777,346)	
合 計			1,165,896 (777,346)	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	50.01%
ユーロ	投資証券 1 銘柄	100.00%	49.99%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年４月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	1,280,887	円
II 負債総額	187	円
III 純資産総額（I－II）	1,280,700	円
IV 発行済数量	1,000,000	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2807	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2008年12月11日～2009年3月27日)	1,000,000	0	1,000,000

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2009年4月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. 投資銘柄の決定に際しては、企業の経営戦略や事業活動を理解するために、企業経営陣とのミーティングや店舗、研究所、工場等の現場への訪問にとどまらず、その企業の取引先や顧客、競合企業への詳細な調査・情報収集をもとに、分析の確信度を高めています。
3. ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款および投資方針書等の運用ガイド

ラインの遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定します。

4. リスク管理および投資行動のチェックは、運用部から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年4月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託137本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,757,831,728,008円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			300			-	
預金			2,325,923			-	
現金・預金			-			701,950	
支払委託金			427			-	
前払費用			118,079			154,012	
未収委託者報酬			7,347,426			5,981,897	
未収収益			1,356,759			1,220,531	
未収入金	* 3		1,123,272			488,389	
立替金			183,699			283,086	
繰延税金資産			1,571,662			1,868,041	
短期貸付金	* 3		6,100,000			9,840,000	
流動資産計			20,127,550	84.2		20,537,908	87.1
固定資産							
有形固定資産	* 1		1,153,372	4.8		-	-
建物		588,685			-		
器具備品		564,687			-		
無形固定資産	* 2		90,235	0.4		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
ソフトウェア		82,748			-		
投資その他の資産			2,524,092	10.6		3,039,964	12.9
投資有価証券		1,961			1,853		
長期差入保証金		853,720			771,239		
会員預託金		30,780			27,430		
繰延税金資産		1,696,450			2,239,440		
貸倒引当金		△58,820			-		
固定資産計			3,767,700	15.8		3,047,451	12.9
資産合計			23,895,250	100.0		23,585,359	100.0

期別		第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			124,659			14,152	
未払金	* 3		6,399,701			3,662,236	
未払収益分配金		558			-		
未払手数料		2,968,538			2,531,153		
その他未払金		3,430,604			1,131,083		
未払費用			1,277,302			1,896,516	
未払法人税等			590,488			71,597	
未払消費税等			185,024			200,480	
賞与引当金			1,734,818			3,010,901	
流動負債計			10,311,995	43.2		8,855,885	37.6
固定負債							
長期賞与引当金			-			1,111,793	
退職給付引当金			4,124,735			4,383,632	
長期未払費用			184,676			114,129	
固定負債計			4,309,411	18.0		5,609,555	23.8
負債合計			14,621,407	61.2		14,465,440	61.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	4.2
利益剰余金			8,273,843	34.6		8,119,921	34.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,273,843			8,119,921		
株主資本合計			9,273,843	38.8		9,119,921	38.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	-		△3	0.0
評価・換算差額等合計			-	-		△3	0.0
純資産合計			9,273,843	38.8		9,119,918	38.6
負債・純資産合計			23,895,250	100.0		23,585,359	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益	* 1						
委託者報酬			30,636,784			30,293,085	
その他営業収益			11,885,843			10,304,276	
営業収益計			42,522,627	100.0		40,597,362	100.0
営業費用	* 2						
支払手数料			12,697,594			12,918,756	
広告宣伝費			2,488,323			1,213,161	
公告料			168			1,708	
受益証券発行費			21,178			4,559	
調査費			4,008,759			4,492,154	
調査費		594,922			593,336		
委託調査費		3,413,837			3,898,817		
営業雑経費			271,934			235,224	
通信費		62,930			52,579		
印刷費		172,211			158,047		
協会費		27,050			18,876		
諸会費		9,742			5,722		
営業費用計			19,487,960	45.8		18,865,566	46.5
一般管理費	* 3						
給料			7,479,816			8,338,428	
役員報酬	* 5	430,700			512,540		
給料・手当		3,397,438			3,804,933		
賞与		3,651,677			4,020,955		
福利厚生費			1,907,097			2,037,434	
交際費			107,104			53,849	
寄付金			6,758			-	
旅費交通費			309,008			290,874	
租税公課			95,183			86,121	
弁護士報酬			143,484			54,653	
不動産賃借料・共益 費			645,632			733,150	
支払ロイヤリティ			1,965,075			204,294	
退職給付費用			429,767			1,288,984	
固定資産減価償却費			224,747			-	
消耗器具備品費			121,667			73,578	
事務委託費			4,243,298			5,695,165	
諸経費			686,745			457,572	
一般管理費計			18,365,387	43.2		19,314,108	47.6
営業利益			4,669,279	11.0		2,417,687	6.0

期別		第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	※ 4						
受取利息			29,970			89,618	
保険配当金			—			11,056	
雑益			497			116,656	
営業外収益計			30,468	0.1		217,330	0.5
営業外費用							
寄付金			51,104			27,376	
為替差損			12,716			8,035	
雑損			1,915			6,360	
営業外費用計			65,735	0.2		41,772	0.1
経常利益			4,634,012	10.9		2,593,245	6.4
特別利益	※ 6						
投資有価証券売却益			1,689			-	
特別利益計			1,689	0.0		-	-
特別損失							
過年度賞与引当金繰入			-			2,581,659	
固定資産処分損			11,762			-	
前期損益修正損			74,676			-	
事務過誤損失			2,031			48,251	
投資有価証券売却損			-			23,162	
その他			-			254	
特別損失計			88,470	0.2		2,653,328	6.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			4,547,231	10.7		△60,082	△0.1
法人税、住民税及び事業税			2,613,924	6.1		933,203	2.3
法人税等調整額			△618,303	1.4		△839,364	△2.1
当期純利益又は当期純損失（△）			2,551,610	6.0		△153,921	△0.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高	1,000,000	5,722,232	5,722,232	6,722,232	832	832	6,723,065
事業年度中の変動額							
当期純利益		2,551,610	2,551,610	2,551,610			2,551,610
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△832	△832	△832
事業年度中の変動額合計		2,551,610	2,551,610	2,551,610	△832	△832	2,550,778
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	—	—	9,273,843

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金				
		繰越利益 剰余金	合計				
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	—	—	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		△153,921	△153,921	△153,921			△153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△3	△3	△3
事業年度中の変動額合計		△153,921	△153,921	△153,921	△3	△3	△153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918

重要な会計方針

項目	第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法によっておりま す。） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における利用可 能期間（5年）による定額法によ り償却しております。	- -
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上して おります。 過去勤務債務については、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の年数（10年）による按分額 を定額法により費用処理していま す。 数理計算上の差異については、発 生年度に全額費用処理しておりま す。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左

項目	第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は9,273,843千円であります。	(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額確定時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より当該プランに基づき計算された当事業年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の合理的見積りが可能となったことから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加しております。

注記事項
(貸借対照表関係)

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 85,020千円 器具備品 635,868千円	＊1 -
＊2 無形固定資産の償却累計額 ソフトウェア 459,060千円	＊2 -
＊3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 628,705千円 短期貸付金 6,100,000千円 未払金 1,463,056千円 -	＊3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 270,973千円 短期貸付金 9,840,000千円 未払金 368,402千円 4 偶発債務 当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。

(損益計算書関係)

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
＊1 関係会社に係る営業収益 関係会社に係る営業収益が 375,772千円含まれております。 ＊2 関係会社に係る営業費用 関係会社に係る営業費用が1,836,308千円含まれております。 ＊3 関係会社に係る一般管理費 関係会社に係る一般管理費が1,558,329千円含まれております。 ＊4 関係会社に係る営業外収益 関係会社に係る営業外収益が29,970千円含まれております。 ＊5 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会の決議に基づき支給されております。 ＊6 固定資産処分損は、器具備品11,762千円であります。	＊1 - ＊2 - ＊3 - ＊4 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。 ＊5 - ＊6 -

(株主資本等変動計算書関係)

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

(リース取引関係)

第21期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第21期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,961	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
6,191	1,689	—

第22期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	100	91	△8
小計	100	91	△8
合計	100	91	△8

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

（デリバティブ取引関係）

第21期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第21期 （平成19年3月31日現在）	第22期 （平成20年3月31日現在）																																																						
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,068,426千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,068,426千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>56,309千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,124,735千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,124,735千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>523,533千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>32,866千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△44,056千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△8,732千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付費用の額</td><td>503,611千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,068,426千円	(2) 未積立退職給付債務	4,068,426千円	(3) 未認識過去勤務債務	56,309千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,124,735千円	(5) 退職給付引当金	4,124,735千円	(1) 勤務費用	523,533千円	(2) 利息費用	32,866千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	△44,056千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	△8,732千円	(5) 退職給付費用の額	503,611千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,337,498千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,337,498千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>46,134千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,383,632千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,383,632千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>1,387,973千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>35,258千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△432,360千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△10,175千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>339,093千円</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>1,319,790千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,337,498千円	(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円	(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円	(5) 退職給付引当金	4,383,632千円	(1) 勤務費用	1,387,973千円	(2) 利息費用	35,258千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	△432,360千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	△10,175千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円	(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,068,426千円																																																						
(2) 未積立退職給付債務	4,068,426千円																																																						
(3) 未認識過去勤務債務	56,309千円																																																						
(4) 貸借対照表計上額純額	4,124,735千円																																																						
(5) 退職給付引当金	4,124,735千円																																																						
(1) 勤務費用	523,533千円																																																						
(2) 利息費用	32,866千円																																																						
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	△44,056千円																																																						
(4) 過去勤務債務の費用処理額	△8,732千円																																																						
(5) 退職給付費用の額	503,611千円																																																						
(1) 割引率	2.0%																																																						
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																						
(1) 退職給付債務	4,337,498千円																																																						
(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円																																																						
(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円																																																						
(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円																																																						
(5) 退職給付引当金	4,383,632千円																																																						
(1) 勤務費用	1,387,973千円																																																						
(2) 利息費用	35,258千円																																																						
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	△432,360千円																																																						
(4) 過去勤務債務の費用処理額	△10,175千円																																																						
(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円																																																						
(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円																																																						
(1) 割引率	2.0%																																																						
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																						

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,678,354千円	1,783,700千円
賞与引当金	722,186千円	1,677,524千円
未払費用否認	622,881千円	518,745千円
その他	244,690千円	127,512千円
繰延税金資産合計	<u>3,268,113千円</u>	<u>4,107,482千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率 40.69%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.11%	
過年度法人税等 0.02%	
その他 0.07%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>43.89%</u>	

(関連当事者との取引)

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 1,650	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 320,255	未収入金	千円 518,853
								共通発生経費受取額（注2）	7,100		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,836,308	未払金	273,111
								共通発生経費負担額（注2）	913,448		
								金銭の貸付（注3）	-	短期貸付金	6,100,000
								利息の受取（注3）	29,970	未収入金	11,794
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任3名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	1,691,285	未払金	1,134,309
								共通発生経費負担額（注2）	644,881		

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ市	千ユーロ 1,500	投資顧問業	-	兼任1名	商標使用ライセンス契約	ロイヤリティーの支払（注4）	千円 1,965,075	未払金	千円 968,518
								共通発生経費負担額（注2）	152,348		
	フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント・リミテッド	イギリス、ケント州、トンブリッジ市	千ポンド 30,000	投資顧問業	-	兼任2名	投資顧問契約の再委任等	共通発生経費負担額（注2）	1,296,196	未払金	131,903
	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	-	当社設定投資信託の募集・販売	投資信託販売に係る代手手数料の支払（注5）	502,539	未払手数料	159,073
								共通発生経費負担額（注2）	1,172,665	未払金	156,460

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注４）ロイヤリティの支払については、関係会社間の商標使用ライセンス契約に基づき決定しております。

（注５）代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議のうえ合理的に決定しております。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブロック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

（２）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注２）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注３）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 463,692円17銭 1株当たり当期純利益 127,580円54銭 （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 2,551,610千円 普通株式に係る当期純利益 2,551,610千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株	1株当たり純資産額 455,995円92銭 1株当たり当期純損失 7,696円08銭 （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 153,921千円 普通株式に係る当期純損失 153,921千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
当社は、固定資産管理の効率化を図るため平成19年4月1日付けにてすべての有形固定資産及び無形固定資産をフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に帳簿額（1,236,187千円）で売却する旨の契約を締結しました。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		616,516	
未収委託者報酬		5,399,125	
未収収益		1,244,824	
未収入金		425,929	
繰延税金資産		2,026,643	
短期貸付金		11,370,000	
その他		385,433	
流動資産計		21,468,471	86.4
II 固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,584	
長期差入保証金		773,589	
会員預託金		27,030	
繰延税金資産		2,567,283	
投資その他の資産計		3,370,488	13.6
固定資産計		3,377,975	13.6
資産合計		24,846,446	100.0

期別		第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払金		2,819,255	
未払費用		1,851,221	
未払法人税等		850,852	
賞与引当金		3,418,121	
その他	*1	46,854	
流動負債計		8,986,304	36.2
II 固定負債			
長期未払費用		177,089	
長期賞与引当金		2,054,392	
退職給付引当金		4,246,742	
固定負債計		6,478,224	26.1
負債合計		15,464,529	62.2
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		1,000,000	4.0
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		8,382,094	33.7
株主資本合計		9,382,094	37.8
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△177	0.0
評価・換算差額等合計		△177	0.0
純資産合計		9,381,917	37.8
負債・純資産合計		24,846,446	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第23期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		12,353,977	
その他営業収益		4,004,281	
営業収益計		16,358,258	100.0
II 営業費用及び一般管理費		15,797,718	96.6
営業利益		560,539	3.4
III 営業外収益		87,083	
IV 営業外費用		575	
経常利益		647,048	4.0
V 特別利益		4	0.0
VI 特別損失		559	0.0
税引前中間純利益		646,493	4.0
法人税、住民税及び事業税		870,770	
法人税等調整額		△486,449	2.3
中間純利益		262,172	1.6

(3)中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

(千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合 計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金				
		繰越利益 剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918
中間会計期間中の 変動額						
中間純利益		262,172	262,172			262,172
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)				△174	△174	△174
中間会計期間中の 変動額合計	—	262,172	262,172	△174	△174	261,998
当中間期末残高	1,000,000	8,382,094	9,382,094	△177	△177	9,381,917

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第23期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用しております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日現在
※1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
2 偶発債務	当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当中間会計期間の中間財務諸表には反映させておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

(リース取引関係)

第23期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上 額（千円）	差額（千円）
その他	1,000	823	177
合計	1,000	823	177

2. 時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,761
合計	1,761

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1 株当たり純資産額 469,095円85銭

1 株当たり中間純利益 13,108円62銭

（注）

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純利益 262,172千円

普通株式に係る中間純利益 262,172千円

普通株主に帰属しない金額の主な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年３月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	フィデリティ証券株式会社	4,207百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

3 【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2009年2月3日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・グローバル・ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）の平成20年12月11日から平成21年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・グローバル・ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）の平成21年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。